

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記1のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当について

ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を416,600円とすること。

イ 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,600円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和6年12月期の支給割合

(ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.275月分(特定幹部職員にあっては、1.075月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分(特定幹部職員にあっては、1.275月分)とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を、0.7125月分(特定幹部職員にあっては、0.6125月分)とし、勤勉手当の支給割合を0.5125月分(特定幹部職員にあっては、0.6125月分)とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、12月に支給される

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

(ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（特定幹部職員にあつては、1.05月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（特定幹部職員にあつては、1.25月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分（特定幹部職員にあつては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分（特定幹部職員にあつては、0.6月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

(3) 寒冷地手当について

ア 寒冷地手当の支給月額を、職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とすること。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
19,800円	11,400円	8,200円

イ 寒冷地以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して寒冷地に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員に対する寒冷地手当の支給について、寒冷地又は人事委員会規則で定める区域に居住するものに限る取扱いを廃止すること。

第2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る改定の内容

1 給料表

第1の1による改定後の給料表を別記2のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記3の切替要領によること。

2 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、岡山県職員給与条例第4条第5項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 諸手当

(1) 扶養手当について

ア 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、岡山県職員給与条例第9条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

イ 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

(2) 地域手当について

地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

ア 1級地 100分の20

イ 2級地 100分の16

ウ 3級地 100分の12

エ 4級地 100分の8

オ 5級地 100分の4

(3) 通勤手当について

ア 1箇月当たりの通勤手当額の限度を150,000円とすること。

- イ 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。
- ウ 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に対し、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給すること。
- エ 従来の全額支給の限度額（64,000円）を超える場合において、当該額との差額の2分の1を加算する措置を廃止すること。
- オ 離島に所在する公署に通勤するためやむを得ず高速船を利用する職員に対し、1箇月当たりの通勤手当の額の限度にかかわらず当該高速船の特別運賃に係る通勤手当を支給する措置を廃止すること。

(4) 単身赴任手当について

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

(5) 管理職員特別勤務手当について

- ア 管理職手当の支給を受ける職員、特定任期付職員及び第一号任期付研究員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- イ アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）とす

ること。

(6) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当について

住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当及び特種勤務手当に準ずる手当並びにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給すること。

(7) 特定任期付職員の特別給について

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

ア 勤勉手当を支給すること。

イ 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

ウ 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

エ 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

(8) 在宅勤務等手当の新設

ア 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、人事委員会規則で定める期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他の人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員に対して支給すること。

イ 在宅勤務等手当の支給月額、3,000円とすること。

ウ 在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずること。

第3 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のイ、2の(3)のイ、第2並びに第3の2(1)及び(2)については、令和

7年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、岡山県職員給与条例第9条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

(2) 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。

(3) その他所要の措置

(1)及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。